

令和元年12月3日(火)午前11時00分～

大阪市従業員労働組合 会議室

環境施設組合総務課長以下、大阪市従業員労働組合書記長以下との小委員会交渉
議事録

(環境施設組合)

それでは、10月18日に申し入れを受けた「2019年賃金改定要求並びに期末勤勉手当に関する申し入れ」について回答する。

当環境施設組合の勤務労働条件においては、これまでから申し上げているとおり、大阪市に準拠した給与水準としていることから、令和元年度の給与改定等についても、大阪市に準じた対応としてまいりたいと考えているところである。

大阪市については、市人事委員会の勧告どおり、月例給について公民格差1,339円、0.34%に基づく給料表の改定を行うこととしており、当環境施設組合としても大阪市に準拠し、給料表については、1,339円、0.34%を基準とし、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、初任給を1,500円から2,000円引上げ、さらに、較差の範囲内ですべての級において1,000円程度の引上げを平成31年4月1日に遡及して実施することとする。

具体の給料表については、別紙「給料表」のとおりとする。

なお、これらに伴う差額支給は、年内に実施することとする。

続いて、期末勤勉手当についてであるが、これについても大阪市に準拠し、再雇用職員以外の職員については、年間で0.05月分を引き上げて4.50月分に改定し、本年度については12月期の勤勉手当を0.05月分引き上げ、来年度以降は6月期及び12月期の勤勉手当を0.025月ずつ均等に引き上げることとする。

再任用職員については、大阪市に準拠し、改定は行わないこととする。

期末勤勉手当の詳細については、再任用職員以外の職員は、期末手当を1.300月とする。勤勉手当については原資を0.975月としたうえで、昨年度の人事考課における相対区分評価に応じ、第1から第3区分の者には0.975月プラス割増支給、第4区分の者には0.930月、第5区分の者には0.884月を支給することとする。

割増支給の配分については、原資月数と第4・第5区分の月数との差にかかる

原資は第1・第2区分の者に2対1の割合で支給し、扶養手当にかかる原資は第1から第3区分の者に6対4対1の割合で配分することとする。

なお、人事評価基準日である3月31日の級と勤勉手当基準日である12月1日の級が異なるものについては、懲戒処分等があった場合を除き、第3区分の月数とする。

次に、再任用職員は、期末手当は0.725月とする。勤勉手当は原資を0.45月としたうえで、昨年度の人事評価区分に応じ、第1・第2区分の者には0.45月プラス割増支給、第3区分の者には0.45月、第4区分の者には0.428月、第5区分の者には0.405月を支給することとする。

割増支給の配分については、原資月数と第4・第5区分の月数の差にかかる原資は第1・第2区分の者に2対1の割合で配分することとする。

支給日については12月10日火曜日とするが、当施設組合としての運営上、改定前の水準で支給することとし、本年度の給与改定等に伴う差額支給は、年内に実施することとする。

以上、当環境施設組合としての回答とさせていただく。なお、給与改定以外の要求項目については、引き続き協議し、合意に向けて誠実に対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。以上、当環境施設組合としての回答である。

(労働組合1)

ただ今、2019年賃金改定要求のうち、給与改定及び年末一時金に関する回答が環境施設組合より示された。

10月18日に行った第1回団体交渉の申し入れ以降、事務折衝において協議を行ってきた。

本日晒された回答内容は、大阪市人事委員会勧告を踏まえた給与ならびに年末一時金の改定と認識する。

給料表は、公民格差相当分1,339円(0.34%)を2019年4月1日に遡及して引き上げ、期末・勤勉手当についても、年間4.50月として本年度の12月期より0.05月引き上げ、また、年内に差額支給を行うことも明らかにされた。

市従として、給与改定に関しては、引き上げ改定を行うことは当然のことと認

識する。

しかしながら、12月10日の年末一時金支給日には、一旦、現行水準での支給となり、引き上げ分の差額については年内での清算となっている。本来であれば、大阪市と同様の取り扱いとするべきであり、四囲の状況の都合によるものと認識するが、清算については、確実に実施するように求めておく。

また、環境施設組合が発足以降、都度の交渉でも申し上げてきたが、環境施設組合は大阪市から独立した別の組織で運営していることから、勤務労働条件については、大阪市と同水準を確保することは当然のことであり、組合員の働き甲斐、やりがいを持てるよう、勤務労働条件改善に向け努力することを改めて求めておく。

そのうえで、2019年賃金確定要求のうち、本日晒された回答を基本了解することとし、機関会議に諮ることとする。

(環境施設組合)

賃金確定要求においては、給与改定に関する項目以外にも、勤務労働条件にかかわる事項について多岐にわたって要求をいただいている。引き続き協議し、合意に向けて誠実に対応してまいりますので、そちらについても、よろしく願います。

(労働組合2)

本日の回答以外の要求項目についても、組合員の勤務労働条件にかかわる重要な事項であることから、引き続き、環境施設組合として誠意ある交渉・協議を行うことを求めておく。